

公益財団法人特別区協議会

公式ソーシャルメディアサービス運用方針

1 概要

本方針は、公益財団法人特別区協議会（以下「協議会」といいます。）の公式ソーシャルメディアアカウント（以下「協議会アカウント」といいます。）の運用に関する事項について定めます。

対象となるアカウントを以下に示します。

(1) X（旧 Twitter）

- 特別区自治情報・交流センター

アカウント名：特別区自治情報・交流センター（とくべつクマ）

URL：https://twitter.com/tokubetsukuma23

- 特別区全国連携プロジェクト

アカウント名：【公式】特別区全国連携プロジェクト（@Zenkoku_Renkei）

URL：https://twitter.com/Zenkoku_Renkei

(2) YouTube

- 公益財団法人特別区協議会事業部

アカウント名：@user-fp2qu4rv6s

URL：https://www.youtube.com/@user-fp2qu4rv6s

- 特別区長会調査研究機構

アカウント名：@user-et1zb7xx1z

URL：https://www.youtube.com/@user-et1zb7xx1z/about

2 目的

協議会アカウントは、協議会の業務、取組に関する情報を発信することを通じ、協議会の公式ソーシャルメディアの利用者（以下「利用者」といいます。）に協議会への理解を深めていただくとともに、利用者の利便性を高めることを目的とします。

3 運用方法

協議会アカウントは、協議会の職員（又は協議会から委託を受けたもの）が運用し、主に以下の情報を発信します。

- (1) 協議会が実施又は支援する事業や普及啓発活動に関する情報
- (2) 協議会ウェブサイトに掲載した情報（重要なお知らせ、トピックス等）
- (3) その他周知が必要な情報

協議会アカウントは、主に協議会の情報発信を行うものとし、原則として利用者投稿への返信は行いません。また、個別の情報提供や相談の受け付けも行いませんので、あらかじめご了承ください。また、国、地方公共団体及び公共性の高い機関・団体のアカウント及びウェブサイト、並びに利用者に情報提供を行うために有用性が高いと思われるアカウント及びウェブサイトについては、フォロー及びその発信する情報の引用・再送信等をする場合があります。

4 利用者による書き込みの管理

以下の各項のいずれかに該当する場合、予告なく投稿の削除又はアカウントのブロック等を行う場合があります。

- (1) 法令等に違反する内容、又は違反するおそれがあるもの
- (2) 法令等の違反を助長させるもの
- (3) 特定の個人・団体等を誹謗中傷するもの
- (4) 政治、宗教活動を目的とするもの
- (5) 著作権、商標権、肖像権等、協議会又は第三者の知的財産権を侵害するもの
- (6) 広告、宣伝、勧誘、営業活動、その他営利を目的とするもの
- (7) 人種・思想・信条等の差別又は差別を助長させるもの
- (8) 公の秩序又は善良の風俗に反するもの
- (9) 虚偽や事実と異なる内容及び単なる風評や風評を助長させるもの
- (10) 本人の承諾なく個人情報や特定・開示・漏えいする等プライバシーを害するもの
- (11) 他のユーザー、第三者等になりすますもの
- (12) 閲覧者の意思を確認しないで、当ページの閲覧者を他のウェブサイト等に誘導することを目的とするもの
- (13) 有害なコンピュータプログラム等を含むもの、又は有害なプログラム等へ誘導をするもの
- (14) わいせつな表現等を含む不適切なもの
- (15) 同一のユーザーにより繰り返し投稿される、同一内容のコメントや似通ったコメント
- (16) 協議会の発信する内容の一部又は全部を改変するもの
- (17) 協議会の発信する内容に関係ないもの
- (18) 利用するソーシャルメディアサービスの規約に違反するもの
- (19) その他、協議会が不適切と判断した情報及びこれらの内容を含むリンク等

5 免責事項

- (1) 協議会アカウントの掲載情報の正確性については万全を期しておりますが、協議会は利用者が協議会アカウントの情報をういて行う一切の行為について何ら責任を負うものではありません。
- (2) 協議会は、利用者により投稿された協議会アカウントに対する、返信、引用・再送信、コメント等につきまして一切責任を負いません。

- (3) 協議会は、協議会アカウントに関連して、利用者間又は利用者と第三者間でトラブルや紛争が発生した場合であっても、一切責任を負いません。
- (4) コメント等の投稿にかかる著作権等は当該投稿を行った利用者本人に帰属しますが、投稿されたことをもって、利用者は協議会に対し、投稿コンテンツを全世界において無償で非独占的に使用する権利を許諾したものとし、かつ、協議会に対して著作権等を行行使しないことに同意したものとします。
- (5) コンテンツは、予告なく変更、移転、削除等が行われることがあります。

6 著作権について

協議会公式ソーシャルメディアの内容について、私的使用又は引用等著作権法上認められた行為を除き、協議会に無断で複製、転用することはできません。引用等を行う際は、必ず出所を明示してください。

7 運用方針の変更

本方針は、必要に応じて事前の告知なく変更することがあります。

8 注意事項

協議会は、協議会アカウントについて、予告のない運用中止、投稿等の削除、協議会アカウント自体の削除を行う場合があります。あらかじめご了承ください。

また、上記措置に対して、協議会及びその職員はそれらに関するいかなる責任を負うものではありません。

令和5年10月11日策定

お問合せ先

所在地：〒102-0072 東京都千代田区飯田橋 3-5-1 東京区政会館
電話番号：(03)5210-9917（総務部総務課広報担当）